

注：環境・利用部会のみ使用予定

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」及び
具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見（環境・利用部会）

1 第2回環境・利用部会（2003.3.27開催）以降、提出された意見

提出意見内容

整備計画および説明資料（第1稿）、具体的な整備内容シート（第1稿）について、具体的な提案、課題・問題となる事項などについて、ご意見頂いた。

また、所属の検討班以外の部分についてもご意見がある場合は提出くこととした。

2 第2回環境・利用部会（2003.3.27開催）までに提出された意見
（3/27部会 資料2-1補足、環境・利用部会部分抜粋）

提出意見内容

検討班別に説明資料（第1稿）を検討する際の論点案やその論点に対するご意見を提出頂いた。

また、第1回部会資料3-3の左端「提言内容」および右端「説明資料（第1稿）」についても、提言との対照でおかしなところは無いか、提言や説明資料からの抜き出す過程で抜けている項目が無いかなど、お気づきの点についてご意見頂いた。

<意見提出の対象となる部分（検討班別）>

「自然環境班」：提言3-2、4-2（1）（2）（3）（5）（6）

「水質班」：提言3-2、提言4-2（4）

「利用班」：提言3-5、4-5

ダムに関する論点については、全委員の対象

1 第2回環境・利用部会（2003.3.27開催）以降、提出された意見

頁	意見	委員名 所属班
全体について		
	<p>整備計画、説明資料（第1稿）は、全体通読して、質的・量的把握（説明データ）が十分でない。例えば、24頁2.4.2 3行目に高水敷（河川公園）での利用者520万人/年というが、他の利用（水泳、ボート、遊漁などの利用者数は不明のままである。</p>	<p>倉田 利用班</p>
4.1 計画策定、実施のあり方		
4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
p.3	<p>環境 - 15：横断方向の河川形状の修復の検討（内湖・湿地帯）（滋賀県と調整）</p> <p><意見></p> <p>現在、滋賀県では淀川水系流域委員会と並行して、淡海の川づくり委員会が河川法の県版として進んでいるが、両者間の連携はほとんどはかられていない。委員についても兼任している人が何人かおり（私もその一人）、この機会に、両委員会での連携・協働について考えるべきである。</p> <p>たとえば、両委員会で話し合いの場をもつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を密にする ・合同で意見を聞く会を開く 	<p>寺川 自然環境班</p>
「自然環境」全般について		
	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は河川らしい自然環境、生態系を回復、保全、再生すること、ダイナミズムを許容するもの、洪水攪乱と土砂移動の確保。 ・流域として自然生態系の no net loss ・“space for river”あるいは“space for change”として河川生態系として高い健全度の場を確保、創出すること。 ・河川横断工作物は既設設備の改善が重点。新設工作物については、最大限の mitigation を。 ・堤内地樹林帯---目標が不明。氾濫源的な環境か、堤外地（河原）との連続性も明確でない。 	<p>谷田 自然環境班</p>
4.2 河川環境		
p.4	<p>また、水、土砂、生物など多様な要素が複雑に依存しながら形成されている河川環境を保全及び再生していくに際しては、常に慎重にモニタリングを行いながら、河川環境の反応を把握してフィードバックをしながら進めることとする。</p> <p><意見></p> <p>順応的管理という考えを示すためにこのようにのべられているのだと考えるが、今後の事業を順応的に進めるのにまず重要なことは過去に行われた事業の効果や影</p>	<p>原田 水質班</p>

頁	意見	委員名 所属班
	<p>響を評価し、その結果に学ぶことであると思う。過去の経験に学ぶことを十分に行うべきであり、そうすることを明示するべきであると思う。とくに、環境改善の名のもとでの環境破壊や、効果のわりにコストばかりがかかる環境改善事業についての批判が有ることを意識すべきである。</p> <p>そこで、「河川環境修復事業については、過去に行った類似の事業の影響や効果についての十分な評価をおこなったうえで、事業の必要性、優先順位、事業内容の改善可能性等を十分に検討し、実施についての決定を行う。」といった内容を、付け加える。</p>	
5 . 2	河川環境	
5 . 2 . 1	河川形状	
	水辺移行帯について	
	<p>「水辺移行帯」の創出が「水辺移行帯公園」の設置にならぬようにしてほしい。シート（環境-11- ）の平面図もまさに公園計画と言える。</p> <p>川床低下 冠水域減少 = 攪乱域減少 河川環境悪化（水際はあるが水辺がない）</p> <p>これの解消の一方法として高水敷切り下げ 水辺へ緩傾斜でつなく、という苦肉の策が考えられたことを忘れないでほしい。</p>	有馬 利用班
	(2) 横断方向の河川形状の修復	
p.5	<p>1) 横断方向の河川形状の修復の実施</p> <p>水辺移行帯</p> <p>瀬田川 名神高速下流～瀬田川洗堰区間(環境-6)</p> <p><意見></p> <p>水辺移行帯について</p> <p>シート(環境-6)： のイメージ図は、木津川、宇治川の各所に見られる「多自然型低水護岸」と全く同じという印象を持つ。既設のこれらの護岸工は流況、位況が改善されない限りは水辺移行帯の創出とは縁遠い結果になっている。</p>	有馬 利用班
p.5	<p>1) 横断方向の河川形状の修復の実施</p> <p>水辺移行帯</p> <p>木津川 上津屋地区(環境-7)</p> <p><意見></p> <p>水辺移行帯について</p> <p>シート(環境-7)：水辺から盛土部にかけて「水陸移行帯」を創ろうとする気持は分かるが、イメージ図からそれは伝わって来ない。</p>	有馬 利用班

頁	意見	委員名 所属班
p.5	<p>1)横断方向の河川形状の修復の実施 水辺移行帯 琵琶湖 家棟川地区(環境-8)</p> <p><意見> 水辺移行帯について シート(環境-8):「水辺移行帯」という名の河川公園が出来らしい。モニタリング結果をどう活用するのも分からないし、単に実験場としての存在であるように思われる。</p>	有馬 利用班
p.5	<p>2)横断方向の河川形状の修復の検討 水辺移行帯 淀川 水無瀬地区、前島地区</p> <p><意見> 水辺移行帯について シート(環境-11-):高水敷のゴルフ場も含めての計画ができないか。また、写真の下流部水際が矢板むき出しの構造が現存するが、これとは関係ないかどうか。</p>	有馬 利用班
p.5	<p>2)横断方向の河川形状の修復の検討 水辺移行帯 野洲川河口部 環境-12:野洲川河口部</p> <p><意見> フローチャートが示されているが、川岸および河口の水辺移行帯の重要なテーマであることから、これを一つの例題にして、現時点で可能な修復検討内容をもう少し詳しくかつわかりやすく示してほしい。なお、流砂や生物の生息・生育環境に専門的な知識を必要とすることから、修復検討委員会などを設けて検討する必要がある。</p>	寺川 自然環境班
p.5	<p>2)横断方向の河川形状の修復の検討 ワンド・たまり 淀川 唐崎地区(芥川合流部)(環境-10) 水辺移行帯 淀川 水無瀬地区、前島地区(環境-11- ~) 野洲川 河口部(環境-12) 猪名川 下加茂地区(環境-13) 汽水域干潟・ヨシ原 淀川 大淀地区(環境-14)</p> <p><ご意見></p>	細川 利用班

頁	意見	委員名 所属班
	環境-10～14 河川形状の修復のための事業は、環境流量の確保が実現しないと効果がうすい のではないですか。	
(3) 縦断方向の河川形状の修復		
p.5	前述の意見 (p.4 4.2 河川環境) と関連する 5.2.1 河川形状 (3) 縦断方向の河川形状の修復 等：魚道に関連する部分 魚道の設置についてはおのずと優先順位があるうと考える。下流に遡上障害物がある場所だからといって、魚道がまったく不要であるとはいわないが、相対的に下流側の魚道が重要である場合が多いだろう。また、ダムに効果的な魚道を設置することの非現実性を考えると、ダムにおいては下流にたまった魚を人為的に運びあげ ことを優先すべきであろう。このように、遡上障害物に対する対応においても、おのずから優先順位があり、それをふまえた記述が必要と考える。すなわち「ダムについては、くみあげ等のソフトウェア的対策をまず実施する。」「魚道の設置が現実的な場合についても、明確な規準にもとづく優先順位をつけて行っていく。」という内容を付け加える。	原田 水質班
p.6	2) 縦断方向の河川形状の修復の検討 現状の井堰、落差工などにおける魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の検討 猪名川 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固 (環境-21- ~) <意見> 環境-21 ~ 井堰の構造改善は、河川管理者の権限で実現しやすいのかもしれませんが、利水の農業用水の実態調査が進めば、撤去という方法が取れるところもあると思います。撤去も含めて検討したい。	細川 利用班
5.2.3 水量		
(1) 水位変動や攪乱の増大を図るための、ダム・堰の運用に関する検討及び試験運用の実施。		
p.6	<u>維持流量や水位変動・かく乱の増大に必要な水量 (環境のための水量) は、原則として水需要管理により生み出し、環境のための水量を確保するための新規ダム建設や既設ダムの規模拡大は (原則として) 行わないものとする。(文言追加)</u> <意見> 維持流量については、(2) の新淀川のみであげられており、その他については「水位変動や攪乱の増大を図るための」とのみあるが、新淀川以外の場所でも維持流量は問題になるのではないか。 また、以下の内容をかきくわえるのが望ましいと考える。	原田 水質班

頁	意見	委員名 所属班
	「維持流量や水位変動・かく乱の増大に必要な水量（環境のための水量）は、原則として水需要管理により生み出し、環境のための水量を確保するための新規ダム建設や既設ダムの規模拡大は（原則として）行わないものとする。」	
4.2.4 水質		
p.7	<p>河川水質の改善のためには、河川内での浄化対策には限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進めなければならない。また、水質という概念は水だけではなく、水と底質を一体として考えていくことが重要である。</p> <p><意見> 下線部分を挿入してはどうかと思いますが。</p>	紀平 自然環境班
p.7	<p>河川生態系による浄化機能の評価が必要。微量有害物質の浄化にはとくに有効。評価技術の開発も必要。</p> <p>水の繰りかえし利用に伴う水質安全性と、処理コストの評価。</p> <p>曝気も含めて、現在のダム湖の水質改善対策は、コストにあった効果があるのか、評価と公表が必要。</p>	谷田 自然環境班
p.7	<p>河川水質の改善のためには、河川内での浄化対策には限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進めなければならない。たとえば、<u>汚濁負荷の量や質に応じた課徴金（汚染チャージ）の導入といった経済的な手段の導入も検討する</u></p> <p>そのため、生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として設定し、監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民と連携して河川への流入総負荷量管理削減のための規制と管理を図るための組織の設立を検討する。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「河川内での浄化対策には限界があり、流域から流入する汚濁負荷を減少させる対策を協力に進める必要」のところに追加して、「たとえば、汚濁負荷の量や質に応じた課徴金（汚染チャージ）の導入といった経済的な手段の導入も検討する」といった一文を入れておくべきではないか。 ・「自治体、関係機関、住民と連携し、総負荷量管理を図る組織の設立」とあるが、ここでの「総負荷量管理」は、「総負荷量削減のための規制と管理」と表記すべきではないか。 	寺西 水質班
p.7	<p>水質に関連する事業 前回の意見募集で述べた通り</p> <p>関連部分</p>	原田 水質班

頁	意見	委員名 所属班
	<p>水質部分</p> <p>前回の会議で提案された、河川管理者独自の水質規準を検討することは重要と考える。</p> <p>公害の時代ではなく環境の時代に則した環境改善の目標をたて、それを実現するには、どれだけの流入（負荷）削減が必要かを「河川管理者が」計算する。さらには、面源・点源それぞれの項目（点源：下水処理場等、面源：農地、林地、道路、工事現場等）からの流出量の推定値を明らかにし、求められた流入（負荷）削減を実現するにはどのような削減が必要かを「河川管理者が」試算・提示する。そして、それをもとに関係者と議論する。</p> <p>河川管理者の規準が、すぐに関係者全般に認められることは困難であろうし、また削減についての河川管理者の試算結果もすぐに認められるとは思えないが、上記のような形で河川管理者から問題提起し、改善の方向に踏み出すことは重要であろうと考える。</p>	
5.2.4 水質		
(1) 下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討		
p.7	<p>1) 水質の流域内監視体制の整備</p> <p>2) 河川流入総負荷量管理の削減のための規制と管理の実施方策</p> <p><意見></p> <p>(1)の2)「河川流入総負荷量管理の実施方策」の部分も、「河川流入総負荷量の削減のための規制と管理の実施方策」と表記すべきではないか。</p>	寺西 水質班
5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工		
p.10	<p>生物に配慮した低水護岸工法の採用</p> <p>：</p> <p>：</p> <p>生物の生息・生育環境に関する事前事後調査の実施</p> <p>河川工事は原則として、生物資源のことを考えると下流から上流へ進める（施工する）ことが望ましい。</p> <p><意見></p> <p>の追加（9つあるが、10番目として）</p>	紀平 自然環境班
「利用」全般について		
p.23 ~25	淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料（第1稿）の23頁～25頁の見出しを「利用」から「利用と保全」にしてはどうか。	倉田 利用班
	河川湖沼利用を前提に成立する「琵琶湖漁業・淀川水系漁業」などを軽視しすぎている。湖沼・河川の重要産業であることを配慮されるべきで、レジャーと同列に	倉田 利用班

頁	意見	委員名 所属班
	利用の一部とされるのはどうかと思う。法的規制も長らく遵守し、河川漁場管理も漁業方法や漁業者組織も整備されているのだから。	
5.5.1 水面		
p.23	<p>整備計画、説明資料（第1稿）の23頁5.5.1 2行目に「既存の淀川水面利用協議会」とあるが、「淀川本流利用協議会」に改変してはどうか。淀川水系全体で一つの「淀川水系利用委員会」を設置して、その下部組織として河川毎の特性や事情を考慮しうる、各「河川利用協議会」を河川毎に配置する。（水面利用協議会という名称は、水辺・堤斜面・高水敷などの利用をカバーしえていないようにとるので不適切だと思える）</p> <p>「淀川水系利用委員会」は河川利用（産業的利用・生活関連利用・非産業非生活的利用に大別して）の大枠の原則を、特に河川環境保全・河川流量水質保全のための遵守原則を決めることと、各「河川利用協議会」の利用上の相違の調整をすることを主務とする。委員のメンバーは河川管理者・自治体河川関係課員・産業的利用（河川でないと出来ない漁業は必ず河川漁場管理委員会員を含める）・生活関連利用・レジャーなどの非産業非生活利用から代表者を加え、治水・利水・環境専門研究者代表をも加えて構成する。</p>	倉田 利用班
5.5.2 河川敷		
(1) 河川敷地占用許可施設		
p.24	<p>1) ゴルフ場、公園等占用施設 地域毎に河川利用委員会（仮称）を設置</p> <p><意見> 「河川利用委員会」の名称は不適当。</p>	谷田 自然環境班
p.24	<p>1) ゴルフ場、公園等占用施設 地域毎に河川利用委員会（仮称）を設置</p> <p><意見> 河川利用委員会について 文字通り、河川敷全体の利用を管理者は想定していると思われるが、ここでは高水敷の利用に限って意見を述べたい。高水敷の利用は「ゴルフ場、公園」以外に沿川自治体が管理する運動場、大学が管理する運動場、リモコン飛行機場、犬の訓練場、飼料植物栽培場、同好会管理と思われるテニスコート、ゲートボール場、キャンプ場、モトクロス場など各種の形態を持っている。</p> <p>これらに加えて、管理者による利用、例えば土砂仮置、資材置場、コンクリートブロック製造場などが存在する。これらの扱いに対する管理者の考えが不明なままでの利用委員会の設置はナンセンスである。将来、どのような利用形態を想定しておられるか示してほしい。</p>	有馬 利用班

頁	意見	委員名 所属班
p.24	<p>1) ゴルフ場、公園等占用施設 地域毎に河川利用委員会(仮称)を設置(利用-6)</p> <p><意見> 「河川利用」を前提に検討することに、少し抵抗を感じます。運動施設や都市公園に高水敷を使うのは、「堤内地は、経済効率のよい土地利用を目いっぱいやりたい」という自治体の考え方があるからで、その考え方こそ改めるべきだと思います。高水敷利用が問題になっているほとんどの施設は、堤内地に土地確保さえできれば、その方が利用者にもメリットのあるものばかりです。</p>	細川 利用班
p.24	<p>(1) 河川敷地占用許可施設 (2) 違法行為の対策</p> <p><u>年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施</u> (利用-8)</p> <p>(具体的な整備内容シート(第1稿)利用-8) <u>事業名: 違法行為の対策</u></p> <p>概要 記載内容 <u>是正の優先順位</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法行為は、早期発見早期是正が一番効果的なため、新規の違法行為は優先。 ・その他継続的な違法行為については、<u>河川工事等の事業への支障度、河川管理上の支障度及び是正経過の熟度から判断。</u> <p><意見> 河川敷における違法行為の是正対策は、毎年、実施計画を立て、是正の優先順位に従って実施しているとあるが、是正の優先順位を考えてみると、継続的な違法行為に対しては河川工事や河川管理上、障害にならなければ処置を後廻しにし、放置しておくことになる。しかし、この判断こそが今までに多数の違法な状況をつくり出してきたのではないかと思われる。</p> <p>そこで、継続的な違法行為に対しても新規の違法行為同様に毎年の計画の中では是正処置を講ずべきと考える。そうでなければ、新規の違法行為においても、河川工事や河川管理上の支障がなければ見逃しがちとなり、継続的な違法行為に発展する可能性があるからである。</p>	渡辺 利用班
<利用班論点>(第19回委員会(H15.3.27開催)資料2-1)について		
p.14	<p>(2) 論点 漁業</p> <p><意見> 漁業についての質問に対し、管理者は回答の中で、「<u>漁業</u>」の一項目を置くことを</p>	渡辺 利用班

頁	意見	委員名 所属班
	<p><u>検討します。</u>としており、前回の部会においても<u>検討中</u>とのことでした。しかしながら、漁業については産業的な利用として舟運の復活と並んで、その復興は将来的にきわめて重要であるため、原案に対して積極的に位置づけるべきと考えます。</p>	
第1稿の修正意見		
4.6 ダム		
4.6.1 ダム計画の方針		
p.26	<p>治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変するが<u>大きく悪化することも事実である。</u>(文言修正)</p> <p><理由> 改変では不明確。</p> <p><u>ダムは原則として建設しないものとし、他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施する。</u>(文言挿入・修正)</p> <p><理由> 今回の提言の重要な部分であり、ぜひ明記すべき。 「<u>ダムは原則として建設しないものとし</u>」: 今回の提言の重要な部分であり、ぜひ明記すべき。 「<u>妥当と判断される場合に住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり</u>」: あいまいで提言の主旨が入っていない。</p>	寺川 自然環境班
4.6.2 既設ダム		
p.26	<p>・機能が低下・喪失した場合、自然環境に重大な影響を与えた場合には撤去から存続まで幅広い検討を行う。(項目追加)</p>	寺川 自然環境班
5.6 ダム		
5.6.1 既設ダム		
p.26	<p>(3) 老朽化施設の<u>を調査検討して撤去および補修を実施</u>(文言修正)</p> <p><理由> 提言が反映されていない。</p>	寺川 自然環境班

2 第2回環境・利水部会（2003.3.27開催）までに提出された意見
（3/27部会 資料2-1補足、環境・利用部会部分抜粋）

自然環境班

送信者：	川端委員（環境・利用部会／自然環境班）
------	---------------------

<「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見>
030308 資料3-3の修正版（030313版）

P.8

3.河川整備の基本的考え方：協働による取り組みが抜けている。

P.9

2.6生態系：自然環境が良好（場所、年代）な生態系の検証・参考が含まれていない。

P.11

4.2.1水質：総負荷管理の考え方、具体的整備がない。

5.2.4（2）琵琶湖の水質保全対策：復元のための調整・検討・試験施工ではなく「復元する」と明確に目的を述べる。

4.2.4水質：提言の4）回復のプロセスに関する事項が述べられていない。

P.12

4.2.8生物の生息・生育・・・：工事の規模を最小にする方法を開発し施工に生かすといった内容を入れて下さい。

送信者：	紀平委員（環境・利用部会 / 自然環境班）
------	-----------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >

理念転換について

提言の3-4の最後に文章としてまとめられている部分、それは資料6p.2)多自然型川づくりからの脱却の項に書かれている。それはそれでよいのだが、このことは最も重要な理念転換と思われる。これまでの河川工事その他の事業も全て人が中心で行われてきた。このことから脱却転換が重要なので、提言内容のところに下記のように入れたらどうでしょうか。

< 「提言内容」および「説明資料（第1稿）」でお気付きの点 >

理念転換のところに「・」が4項目あるが、さらに1つ追加。

・河川整備にあたっては「自然が自然を、川が川を創る」という理念を基本にする。（たとえば環境を保全・回復させる場合、手助をするという考えでおこなうことが重要）

（ ）はいらない？

送信者：	谷田委員（環境・利用部会 / 自然環境班）
------	-----------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >

- ・ No Net Loss 「自然の再生」へ
- ・ 「高水敷」という概念の再々検討が必要
- ・ 川に川を作ってもらおうという視点と技術
- ・ 2つの堰（淀川と瀬田）の特徴（可動）の活用
- ・ 淀川のポイント整備は情報の公開、モニタリング予測の充実、「環境委員会」だけでいいのか？
- ・ 貯水池 法面はC / Bを十分考えてやる

< 「提言内容」および「説明資料（第1稿）」でお気付きの点 >

整備については、重点でかつ可能な項目をリストする。コスト、技術、効果などを事前評価すること。再生でもなんでもできるわけではない。

水質班

送信者：	原田委員（環境利用部会 / 水質班）
------	--------------------

論点整理についての返答をさせていただきます。

3/13 郵送資料をもとに述べます。

11 ページについて

1： 議論以前に、まず整備内容案をしっかりと理解することが必要であり、そのために河川管理者からの説明を受けることが重要ではないかと考えます。

説明においては、それぞれの事業の必要性や他の事業に比べて優先して進めるべき理由を客観的に示していただくことをお願いするべきと思います。

必要性を示すためには、解決すべき問題の定量的な評価、それへのさまざまな（代替）対応策の明示、それぞれの代替策のコストや予想される効果などの評価、これらの情報にもとづいてなぜある方策が選ばれたのかの明示が必要と考えます。

説明を受けたうえで、現在リストされている事業が妥当なものであるか（推進するのに十分な根拠があるか）、また推進するにしても、説明資料のような記述で良いかを議論するとよいと思います。

説明を受けることは、単に委員の議論の基礎とするため、のみならず、これを機会に事業に関連する情報を一般にわかりやすい形で公開するという意味でも重要であると思います。

2：（1とも重なりますが）「検討」とされた各水質保全対策の実施もしくは中止について判断する手順（行われる調査検討とその結果を判断する規準など）について河川管理者から説明を受け、その妥当性について議論する。

3：琵琶湖の水質保全対策について

これまでほとんど考えたことのないものの印象でありまとはずれであるかもしれませんが、他の対策も含め、十分に可能性が検討されたのか疑問に思います。また、ビオトープや水辺移行帯の復元が水質改善に大きな効果をもつとはにはわかには信じ難く思います。

ダムについて

ダムの新設及び既設ダムへの対応についても、上記1、2とおなじことがあてはまると思います。

利用班

送信者：	有馬委員（環境・利用部会 / 利用班）
------	---------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >

下の枠内に示したような、いろいろな検討事項が存在しているが、論点として挙げられている項目の中で論ずれば良いのではないかと思う。従って、特に追加する必要はないだろう。

< 「提言内容」および「説明資料（第1稿）」でお気付きの点 >

「縮小」を表明しても、都市公園と位置付けられている河川公園をどう扱えるのか。恒久施設としてもグラウンドをどう扱おうとしているのか。また、河川公園野草地区に含まれるゴルフ場のほか、自治体や大学等の運動施設など縮小されるべき高水敷利用形態をどう扱おうとしているのか具体的に分からない。

送信者：	倉田委員（環境利用部会 / 利用班）
------	--------------------

理念・方針(3 - 5)

< 現状認識 >

論点 1

「河川利用は河川本来の姿に悪影響を与えている」 果たしてそうか、また利用パターンと悪影響の与えられ方の相違は？

（意見）

屁理屈を言うようだが、人間の利用だけが水質の悪化や生物生息域減少などの変化を河川に与えるとは言えない。「河川の本来的な姿」とは何か。本来の姿は可変性にあるのではないか。「利用の仕方」=「人間の作為」によって変化を止めることもありうるのではないか。しかも、人間の利用に際しての「万人への配慮が必要」とする「良識」への信頼がベースにあったこともあって、これまで人間の利用を認められて来た筈だ。ところが、人間の移動・移住・密住が進み、科学技術発達が人間の「良識」を調整しえない程に進んだためにオーバーな利用が進み過ぎて反作用としての悪影響が現れ始めたと考えたい。その限度を超える利用はどのような利用に見られるかパターン（類型化）毎にチェックしてその影響の現れ方を吟味することによって今後の利用上の留意点や改善方向が明らかにできるのではないか。その作業は分担して取り組まないといけないのでは・・・。

論点 2

「高水敷利用希望は強いが、河川環境への影響はどのように現れるか？また既存施設の設置範囲をどのような基準で限定し、どのような基準で使用を認めるか(当面の間：どの位の期間についても)」検討を

（意見）

高水敷利用の大部分が河川に親しむための利用でないとしても、その利用が河川にどのような影響を与えるか、特に「水質悪化」・「生物多様性阻害」・「河川災害誘発」にどのように関わるかを広く理解を求めうるように明らかにしないと、高水敷利用制限への協力を求めにくいのではないか。その影響のメカニズムと影響の程度が明らかにならないと、既存施設の規模や範囲をどのような基準で制限するかを決められないのではないか。従って、その影響のメカニズムと影響程度予測を明らかにすることに分担して早急に取り組まないといけないのでは・・・。

< 理念転換 >

論点 3

「河川生態系と共生する利用」の「共生」の原則・程度を如何に考えるか。

（意見）

「河川生態系と共生する利用」とは「河川生態と人間が利益を分かち合える利用」を存続保証するという意味に理解するが、河川の「暴流」や「断水（異常湧水）」を防ぎ、「平常流」により生物多様性と清浄水を全うするための人間の協力によって、その共生を永続することを原則と考えたい。

論点4

「川でなければ出来ない利用」、「川に活かされる利用」は利用の頻度や大きさ・種類によっても問題(河川環境に有害)となるだろうが、具体的に種類や頻度・大きさをどのように考えるか。

(意見)

「川でなければ出来ない利用」、「川に活かされる利用」を重視するとは言え、必ずしも優先利用を認めるということにはならず、例えば個人的親水利用と多数の人達の同時利用などの優先についての判断など、河川利用委員会の判断によって優先性や制限を求めねばならぬだろう。河川利用が多様化し、頻度が増加する場合、他の利用との輻輳により、河川生態系への影響などを起こすことも考えられ、「河川への過度の利用」による河川環境への有害性を惹起せぬよう河川毎の部位(場所)による調整が必要で、利用種類の規模・頻度などの限界を各河川利用委員会の判断と定期(短期)的監視の必要性がある。

論点5

理念は、説明資料に反映されていると言えるかどうか。

(意見)

「利用者の理解を得ながら・・・」(説明資料3)でなく、一般住民の意見・判断を優先すべきだ。「河川環境の保全を基本とした利用の促進」・「河川環境を損なう利用の是正」(説明資料3)の表現は、条件をつけるが「利用の促進」とも受け取れる。「提言」のこれまでの利用は「川本来の姿に悪影響を与えている」という利用への慎重さを促す指摘が「利用促進」という「説明資料3」とのズレの陰を窺わせることが心配だ。

計画のあり方・整備内容(4-5)

(1)基本的な考え方

論点6

「推進すべき利用」と「抑制すべき利用」の峻別にはどのような基準・原則を考えるべきか。(河川の個性や利用程度によって異なるのでは)

(意見)

『提言』(4-5 冒頭)の「推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別する」には、各「河川利用委員会」の判断に従わせるとしても、つまり河川の個性や利用種類やその規模や頻度について、水系全体としての基本的な原則を決めておく必要があると思う。同時、同場所での多面的利用の場合の調整上の優先順位も決めておく必要があるだろう。そのための検討作業の都合を設けて取り組むべきだ。

論点7

「川でなければ出来ない利用」の促進は、無制限に促進してよい訳ではなく、他の利用との調整も必要。河川環境への影響も吟味が必要で、促進してよい条件を明白にする必要があると思うが・・・。

(意見)

『提言』(4-5(1)6 行目以下)の「今後の利用については『川でなければできない利用』、

例えば・・・は、川本来の機能を損なわないかぎりにおいて、促進を図るべきである』としている。「川の本来の機能」を保全可能とする条件をつけてはいるが、例えば「漁業」では「漁業法」に従う各府県内水面漁場管理委員会の監督の魚介資源維持のルールの下で義務・権利として認められて行っており、漁業行為秩序維持と漁場環境維持を条件に行われている。遊漁規則もある。水泳・カヌー・水上バイク・その他プレジャーボートなどの利用については特に利用監督やルールは決められるには至っていない。要するに「川でないと出来ない利用」といっても無制限に促進するのではなく、それぞれ河川環境・生物多様性保全と河川利用に伴う安全確保を図りうるルールを設けた上での促進とすべきであり、同時・同場所での利用の調整についても、河川利用委員会が明確な対応を図りうるようにしておくべきではないかと思う。

論点 8

「舟運・漁業の復元・継続」についても無制限でなく、施設・設備の河川内や沿岸への設置や機関排油などの問題もあり、環境への影響などについて吟味し、条件をつけるべきでないか。

(意見)

(「論点 8」に提示した内容が意見そのものである) 条件等について十分検討して明示しておくべきだと考える。

論点 9

「河川環境・生態系に負の影響を与える利用」の「負の影響」について具体的に利用の種類・頻度・大きさなどによる相異の点検と、「負」を解消・防除の工夫を義務づけた場合の扱いについて検討を・・・。

(意見)

(「論点 9」に提示した内容が意見・感想である)

「負の影響を与える利用は制限」と『提言』要約(比較表の左端記述)にあるが、「負の影響」を解消・防除する工夫を義務づけて利用を認めるという考え方もありうる。利用種類が全く同じの場合でも、利用の規模や頻度によっては「負の影響」が発生するので、ルールを明確にすることが「漁業」では行われている訳で、「利用の仕方」如何で変わるので、利用上のルールを重視してかかることが第一ではないか。そうすれば河川利用委員会でも「負」になるかどうか判断できるのではないか。

論点 10

利用者・管理者間での情報共有の仕組みをどのようにするか。第三者の調整の必要はなくともよいのか。特に自治体行政等の介在は・・・。

(意見)

「利用者・利用者同士・管理者が、お互いに意思の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、・・・適切な河川利用についての仕組みづくりを行う必要がある」(『提言』4-5(1)13~15行目)というが、既利用者のみでなく、新規利用希望者との調整・監督も公平に行うことが必要で、「河川利用委員」設置すれば、その事務局を配置し、一般にも衆知した上、そこで取

り上げて月毎に協議して利用許諾と利用方法など調整について謀ることが必要だろう。その際、「河川利用委員会」には関係府県自治体担当者も加えて、府県間の実情の恒常的把握を必ず図らせることが望ましい。

論点 1 1

「地域的特性への配慮」は誰が判断し、他地域等への説明を誰が果たすのか。協定書・許可証等は必要なのか。

(意見)

各河川の個別事情など、また特定利用場所の上・下流域への影響などについての配慮は「河川利用委員会」またはその下部組織として河川毎の「河川利用協議会」によって行い、「河川利用委員会」が責任を果たすようにすべきで、その際に「協定書」または「許可証」に履行すべき遵守事項を明記することにはどうか。

水域利用

論点 1 2

「水面利用協議会」のメンバーの妥当な構成であるかどうか。

(意見)

「水面利用協議会」(『説明資料』10 頁中段)、「河川利用委員会(仮称)」(『提言』論点案欄記載 11 頁)と、類似の機関(組織)の提案が出てくるので、これを統一した名称にするか、組織的に整理する必要がある。

1つの案として、「淀川水系利用委員会」(関係府県自治体河川関係委員・国交省河川管理者(河川防災治水担当者)・内水面漁業管理委員*・諸利用関係者代表(複数)を加えた組織構成が望ましい) (* : 「漁業法」という行政法規によって内水面の漁場環境保全を図るべく厳しい制限規則を守っているため、この制約条項を乱されることのないようにするため参加が必要で、旧来からの河川利用秩序遵法団体だから何としても加えて欲しい)を設置の上、下部組織として各河川毎に、川水面利用協議会を配置してはどうかと提案したい。後者の協議会は、既利用者、新規利用希望者および河川管理者が中心となり関係府県自治体関係者を第三者的に参加を求めて構成するのがよいのではないか。

論点 1 3

水面利用の適正化を図る際の判断基準をどうするか。

(意見)

「水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については・・・利用が適正に行われるよう規制を行う」(『提言』4-5(2)3~5 行目)と、「水面利用協議会等の組織を活用して、水面利用の適正化を図る」(説明資料(第一稿) 23 頁 4-5-1、2 行目)の記述から、水面利用の適正化を図る際の判断基準を設ける必要性を強く感じる。その基準作成は「水面利用委員会(仮称)」を早急に立ち上げて、当委員会で審議して、成文化した基準を公表し衆知させることが、利用希望者に事前対応姿勢を整えさせることになって良いのではないかと考える。

論点 1 4

「泳げる川・遊べる川の復活」と安全性確保を配慮した河川・場所選定をどのような基準で、またその利用の基本原則をどのようにするか。

(意見)

「泳げる川・遊べる川の復活を目指して…」(『提言』4-5(2)1行目)とあるが、自由放任の形で促すわけには行かず、河川管理上からも危険箇所はある程度予測可能であろうから、各河川毎の「水面利用協議会(仮称)」を可及的早急に立ち上げて、安全性確認をした上で、河川毎の場所選定を河川利用基準・規則(早急に決めて公表したもの)に照らして行い、そうした利用の基本原則を明示して促すようにすることが強く望まれる。

論点 1 5

「水を汚染しない」・「川や湖の生態系を壊さない」・「他人に迷惑をかけない」ことの原則を上記「水面利用協議会」に謀る素案を作った上で各河川・湖の実施細則を願ってはどうか。その際に「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」・水上バイクに関する滋賀県条例との調整を図る必要がある。

(註)上記の滋賀県の各条例の写しを庶務で用意願う。

(意見)

「『水を汚染しない』・『川や湖の生態系を壊さない』・『他人に迷惑をかけない』ことを基本原則」(『提言』要記、10頁、4-5(2)2~3行)を「水面利用委員会(仮称)」で早急に作成し、成文化したものを、各河川の「水面利用協議会」を通じて公表し衆知を図って貰うことにしてはどうかと思う。その際、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」・水上バイクに関する条例との不調整のないように図らねばならない。

論点 1 6

水上バイク・プレジャーボート・カヌーなどの利用と漁業・養殖業との調整や他の水域利用との調整・規律を図る原則を決める必要は。

(意見)

「水上バイク、プレジャーボートの適正利用」(『提言』要記4-5(2)4行目)と、漁業・養殖業との調整や、他の水域利用との調整・規律を図る原則を定めておく必要があると思う。その際、特に留意して欲しいのは、「水面利用にしか依存しえない一次産業の保護・育成を欠かせない一次産業行政および一次産業従事(経営)者の意向・判断を尊重する」ことを優先することである。

(3)水陸移行帯利用

論点 1 7

「提言」では「利用を厳しく制限」とあるが、上記水域利用の各原則や調整との関係で利用制限をどこまで厳しうるか。制限の物的措置(施設配置)の可能性はあるのか等。

(意見)

「水陸移行帯」の利用に関して、「…厳しく制限し、保全と再生を行う」(『提言』4-5(3)4行目)とあるが、「水面利用委員会(仮称)」の作成する利用基準・規則ないし基本原則の中

でどこまで厳しくした成文化をするか事前に本淀川水系流域委員会で話し合って申し入れをしておくことが望ましい。特に、一次産業利用以外では物的施設の設置・配備等を安易には認めない方向で「申し入れ」をしておきたいと思う。

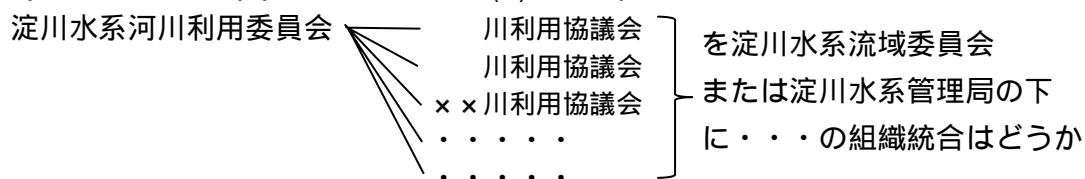
(4)高水敷利用

論点 18

「地域毎に河川利用委員会(仮称)設置」の案は(12の)「水面利用協議会」と別組織に設けるのか、一本化した組織にする方がよいのか。別組織にするならメンバー構成はどうか。また2つの組織の連携をどのように図り、どのように分担するか。

(意見)

(論点12と重複)(『提言』要記4-5(4)3行目)



この組織統合による用務分担と連携の仕方については、淀川水系流域委員会で協議して考えて欲しい。

論点 19

「新規運動施設の禁止原則」と「縮小原則」を地域間で「喰い違った対応」をとらぬよう調整するためにどうか。

(意見)

「運動施設の新規整備の原則禁止」(『提言』要記11頁4-5(4)2行目)と「縮小を基本という方針」(『提言』論点(案)11頁1行目)を地域間(各河川および場所)に「喰い違った対応」をとらぬように調整するためには、「河川利用委員会」が各「河川利用協議会」からの具申を受けて行うこととし、「河川利用委員会」で高水敷利用の原則を明確に打ち出し成文化して当たることが必要だろう。

論点 20

「ゴルフ場・グラウンド等を長期的には堤内地に戻す」ことを、何時までにどのようにして促すか。

(意見)

高水敷の「ゴルフ場、グラウンド等は長期的には堤内地に戻す」(『提言』要記11頁4-5(4)1行目)ことを実施するのは、その位の期間を予定し、その為の手順をどのように組んで、誰がその促進を行うのか決めておかないと「空念仏」に終わることを案じる。各「河川利用協議会」で実情を正確に把握し、縮小ないし撤廃の具体的スケジュール、可能な方法や時期を協議し、「河川利用委員会」を持ち上げて調整した上で運営・経営事業体に下交渉の上、河川管理者が通達を出して事後の河川整備事業に組み入れて実施するのはどうだろうか。

(5)堤外民地の解消・不法占拠の排除等

論点 2 1

「不法耕作・不法居住」は、単に勧告で済まぬだろうから、自治体行政との連携により、期限を設けて取組む具体的方式を。

(意見)

「堤外民地の解消・不法占拠の排除等」(『提言』要記 11 頁 4-5(5)) は、単に勧告だけでは済まぬ(排除されぬ)だろうから、自治体行政との連携により乍ら、各「河川利用協議会」で実情を正確に把握した上で、排除方法やそのスケジュール案を図り、「河川利用委員会」に提出し、調整した上で、所有者や占拠者に下交渉の上、河川管理者が通達を出して、事後の河川整備事業に組み入れるのはどうだろうか。

(6)産業的な利用

1)舟運

論点 2 2

船舶は手漕和船型以外は常用しないと、急には航行不能であることを考慮すれば、「大規模災害時の緊急輸送」を果たすにしても、常時運航時の利用を考えて用途・規格を如何にするか。

(意見)

舟運は船舶規模・船型などによって、観光客用・物資輸送用としての適応性は異なるので、観光用を主目的としながら大規模災害緊急輸送用にも利用出来るようにしようとするのであろうが、各河川毎にその規模・船型を変えねばならず、航路の安全運行確保も欠かせず、各「河川利用協議会」で専門家の意見に従って立案する必要があり、その上で事業運営方法(案)を添付して、それを「河川利用委員会」で公的許可への手続き可能性を点検した後、河川管理者に謀ることにしてはどうか。

論点 2 3

碇泊・寄港地をどこに定めるか、泊用・寄港岸壁施設をどのような型式にするか。

(意見)

船運は、航路のうち発着港および寄航港、宿碇泊(基地港)をどこに定めるか、その岸壁や待合の施設をどのような形式にするかなどの検討は、河川の特長や周辺の交通網情報や専門技術者のノウハウも必要なので、各「河川利用協議会」に具体案作成を課し、その上で「河川利用委員会」・河川管理者の承認を求めることが舟運の利用実施には欠かせないだろう。

2)漁業

論点 2 4

流量・流砂・水温などを 50 年前のような水系に戻すこと。汚染のない流水・湖水に戻し、漁業の回復を環境回復指標として見る考え方に立つことを図ることについて。在来種・固有種の保存方式について。

(意見)

「漁業が継続的に成り立つような健全な河川環境の保全・復元」(『提言』要記 11 頁(6)2)1 行目)は、論点 7 とも関わる(河川の本来の機能を損なわない限りの利用)のであるが、流

水量・流砂・水温などを50年前の状況に戻り、汚染のない流水・湖水にすることが漁業の継続を保証する健全な河川になるとしている。つまり「漁業法」に従って漁業行為秩序維持と漁場環境維持を条件に漁業が行われており、そうした漁業の回復が河川環境回復の指標となるとする見方は正しいと思う。遊漁についても規則が作られ環境に害のあることは厳しく制限されている。出来れば、在来種・固有種といわれる魚介の復元を求めることが河川環境の復元・保全となることを明確に打ち出して欲しいものである。

論点 2 5

河川漁業の回復には、河口からの放水量を十分確保し、流砂を伴う放水が確保されることによって海からの遡上漁・流下漁が保全されること(いわば、海への河川の責任を果たす)について。

(意見)

「漁業が継続的に成り立つ…河川環境の保全・復元」(『提言』要記 11 頁(6)2)2 行目)を図り、在来種・固有種の魚介を繁殖させるためには、50年前のように海からの魚の遡上・流下を保証するような河口から海への放水量を十分に、なおかつ流砂も十分に伴う放水を確保することが必要である。海からの遡上魚と、海への流下魚を確保することが必要だということで、これが近年進行が著しい海湾砂浜の激減や海湾での底曳網・刺網を用いる海面漁業の衰退を招く根本原因となっている。河川が海にも責任を持つことを重く受け止めて対処を望みたいということである。

論点 2 6

外来魚放流の禁止対策について。

(意見)

「外来魚対策(外来魚が生息しにくい河川づくり…)」(『提言』要記 11 頁(6)2)2 行目)には、河川・湖沼に腐泥のない清水域を作ることが重要である。例えば、京都下の淀川水系上流の漁業権漁場でも山間溪流にブラックバス・ブルーギル等の放流をされても増殖せず、いつしか姿が消失することを確認済みである。この河川の流速・流量は往時と余り変化ない。ダム貯水池もダム下流でも外来魚放流によるその繁殖は旺盛である。ダム湖は腐泥が溜まり水流がない、またダム下流ではダム設置後に流量が減少して流速も鈍り、清流だった河川の底に泥の堆積部が増え、特に流砂の減少が目立つ。重要なことは流砂を欠かさず、流水量と流速を50年前に戻すことが外来魚生息を防ぐ条件と考えている。

3)砂利採取

論点 2 7

砂利採取は河川環境の変化を大きく促し、特に生物多様性保全にとって影響が大きいいため規制すべきだが、その規制原則を如何にするか。

(意見)

「砂利採取限定」(『提言』要記 11 頁(6)3)1 行目)は、その限定理由が不明確で、説得性を欠く。特に河川水中の砂利採取に伴う濁水は、河川魚の敏感な逃避反応を招いており、通常の流砂とは異質だと考えられる。つまり流砂にはプランクトン等の付着もあるのだから

魚がむしろ好むが、砂利採取後発生濁水は魚類の胃腸に有害なためか、無機物質だけのためか判らないが、兎に角、魚類は避ける行動をとるので、生物多様性保全にとって有害と判断するべきで、可及的に禁止する方向で対処されることを望みたい。殊更、河川構造が変わる程の採取は影響を見極めてから認可するように望みたい。

(7)河川利用にかかわる諸権利について

論点 28

諸権利用の一般への公示(衆知を図る方法)の工夫と、権利の期間見直しを如何にするか。

(意見)

「諸権利の一定期間ごとの見直し」(『提言』要記 11 頁(7)1 行のみ)だけでなく、その一般への公示(衆知を図る方法)の工夫もあってよいと思う。期間見直しを「河川利用協議会」の判断にゆだねて 年間とし、河川毎の状況を考えて図ってはどうか。その公示も、堤内側地に立看板で関係地区内 km毎に公示すること、と権利取得者に義務づけて広く開示するようにすべきでないかと思う。

送信者：	細川委員（環境利用部会 / 利用班）
------	--------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >

- ・提言でも、ほとんど話題になっていなかったようですが、堤防そのものについても、治水上だけでなく、環境・利用の側面から考えられないでしょうか。堤防上の道や、斜面は直接住民に向きあう、川の顔です。その顔が住民にとってやさしいことは大切だと思います。
- ・治水（p.4）に水難事故について記述がありますが、提言の「河川レンジャー」の構想は、利用でこそ話を進めたいと考えますが。
- ・利用の制限は河川環境の改善や「川でなければできない利用」に取り組もうとする住民の活動の足かせにならぬよう望ましい利用と望ましくない利用の区別をはっきりしたい。

< 「提言内容」および「説明資料（第1稿）」でお気付きの点 >

説明資料 p.22 利水にある「水需要の抑制」の問題は環境の改善のためにも、とても必要なことです。環境部会でも、話していけないでしょうか。

同じく p.20 樹木の伐採、p.13 堤防強化対策なども治水の効率だけでなく、環境の立場からも話す必要があると思います。

送信者：	山村委員（環境利用部会 / 利用班）
------	--------------------

下記の分を追加すべきであると考えます。

説明資料（第1稿）への意見

2.4.1

釣りによる利用の課題を入れる

4.5.1

釣り船運行と釣りのマナー

（魚や鳥に対する悪影響）を規制する。

水面利用のゾーニングを住民参加のもとに策定する。

第5章 5.5.1

利用ルールに加え、ゾーニングを策定する。

B) 釣りの方法等の規制

第2章 2.4.2

利用

公園やグランド利用による自然生態系への配慮が欠けている。

第4章 4.5.2

利用

河川敷の利用については、自然生態系の回復・再生を図る方向で判断する。

ゴルフ場・公園は堤内に漸次移行させる。

第5章 5.5.2

1)

河川敷占用解消計画

各河川ごとに計画策定

送信者：	渡辺委員（環境・利用部会 / 利用班）
------	---------------------

〔利用その1〕

4-5 河川利用計画のあり方

(4)高水敷利用

(意見)

- ・高水敷等の造成は、本来利用のための造成ではないにもかかわらず、従前までの利用は、造成工事の計画の段階から河川工事の一環として、利用計画も含まれていた。今後は「川でなければできない利用」「川に活かされた利用」を重視した計画でなければならない。
- ・高水敷におけるゴルフ場、グラウンドの利用は長期的には堤内地に移すなどして、縮小の方針であるが、これらの占用物件については、恒久施設として申請され、許可されたものもあり、将来的に無くすということは、非常に困難と思われる。そこで、地域毎の委員会の新しい理念に添った判断が求められる。
- ・河川敷利用については、その更新に当っては、一挙に厳しい見直しは難しいかと思われるが、運動施設の新規整備の原則禁止の提言もあるように、新規利用の要望については、厳しい対応が必要である。

(6)産業的な利用

2) 漁業

論点(案)

漁業について、河川利用のなかで積極的に位置づけるか。

(意見)

漁業(遊漁を含む)については産業的な利用として舟運の復活と並んでその復興も重要であるため、河川利用のなかで積極的に位置づけるべきである。

持続的に漁業や遊漁を営むということは、生態及び水温・水質、湖棚、河床・河川の連続性など河川環境が健全な状態にあってはじめて可能になるということである。従って、河川環境の保全、復元のための整備、さらにはダム・堰などにおける魚類の遡上、降下に配慮した構造改善が必要である。

提言 4-6 ダムのあり方

- ・河川の水質、水温の影響、主砂(魚介類や土砂等の)移動の遮断、河道流量の減少、流水の攪乱機能の喪失等による生態系、生物多様性への悪影響

(意見)

「土砂」の部分を「魚介類や土砂等の」に直して下さい。

文章の簡略化はわかるが、土砂の移動の遮断だけでなく、魚介類の移動の遮断も重要な点であるため省くべきでないので、庶務をお願いします。

- ・既設ダム、堰について

(意見)

既設ダムにおける魚類等の遡上・降下に配慮した構造改善の検討で、天ヶ瀬、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、日吉、一庫の各ダムが掲げられているが、これら既設の大型ダムに魚道等を設置することは、20年～30年先を目論んだとしても、非現実的であると考えられるが、いかがなものか。